

第2章 保護対象

第1 意匠

意匠は、大別して、①物品の意匠、②建築物の意匠及び③画像の意匠の3種類に分類される。

第2 物品の意匠

物品の意匠の成立要件は、①物品性、②形態性、③視覚性、④審美性を有すること（2 I）
● R4 ● H28-1-3

1 物品性

物品の成立要件は、以下の(1)～(3)を有すること

(1) 有体動産であること

ア 有体物性

有体物とは、空間の一部を占める有形的なもの

○固体、液体、気体

×無体物ex. 電気、熱、光 ● H22-58-1

イ 動産性

・不動産は、含まれない ● H19-33-3

・ただし、土地定着前に動産として取引対象となるものは、動産と扱う ● H30-1-2、H29-1-2、H19-33-4

ex. 組立式家屋、門扉

(2) 独立して取引対象になること

・具体的には、施規則表1に挙げられている場合、又は独立して取引対象になることを証明した場合 ● H29-1-4

・部品も取引対象になるが、物品の部分は、部分意匠を除き（2 I かつこ書）、独立して取引対象にならない ● R1-1-1、H29-1-1

✓ 意匠は、物品の形態から特定されるため、同一形態でも物品が異なれば、意匠は異なる
 ex. 自動車の意匠と、自動車のおもちゃの意匠

✓ ただし、令和元年改正により、不動産のうち建築物については、建築物の意匠として保護されるに至った

● R5

(3) 形態が特定されていること

- ・×液体 短 H18-7-5、気体、粒状物・粉末物の集合体
 - ・ただし、粒状物・粉末物の集合体であっても、取引時に一定の形態を有せば、物品性あり 短 R2-1-3、H30-1-1、H21-49-ハ
- ex. 砂糖菓子

2 形態性

「形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」（形状等）

(1) 物品自体の形態であること 短 H19-33-3

ex. 折り畳んだハンカチの場合

○物品「置物」 短 R2-1-1、H22-58-ロ

×物品「ハンカチ」 短 R1-1-ロ、H27-20-3、H21-49-ニ

(2) 形状は、必須の構成要素

- ・形状のみの意匠は成立し得る
 - ・模様のみの意匠、色彩のみの意匠、又は模様及び色彩の意匠は、成立し得ない
- *ただし、地物の意匠は存在する ex. 織物、被服地、壁紙